

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673

日米按衝

平和条約第十九条(2)と占領中の米軍の沖縄における土地使用問題について

一 平和条約第十九条(2)の解釈について

(一) 平和条約第十九条(2)にいう「日本国領域」は沖縄地域を含まないとする説について

1 かりに平和条約第十九条(2)が沖縄地域に対しては適用なしとする場合には、日本と連合国との関係において戦争中の事態に関する未解決の大きな問題が残されることとなる。

平和条約が、戦争状態に終止符をうち、戦争状態に起因する諸般の問題に対する最終的解決を与えるものであるとその基本的性格を考えれば、このような考え方はきわめて異例のことに関し、納得しえないものといわなければならない。

2 平和条約にいう「日本国領域」が沖縄地域を含むと解する

極秘

ときは同条約の各条の規定が、「日本国領域」について、相矛盾した規定をしていることになるとするさまざま論があるが、平和条約の各条文中の「領域」とは、文理上特別の限定がない限り、原則として「沖縄地域」を含むと解して矛盾を生ぜず一体的解釈をすることはないとわなければならない。第六条(1)にいう占領軍の使用した財産の返還や、第十条(2)にいう連合国財産返還補償の規定等は、沖縄地域に関する限り、同条約中の沖縄に関する特別規定である第三条の規定によつて、適用の余地がなくなるのは、当然のことである。つまり第六条や第十五条における「領域」や「日本国」の意味を沖縄を除いた狭い意味に解しなければならないということにならず、沖縄を含んだ広い意味に解しても当然第六条

や第十五条の適用がないのである。また海底電線については、
えは、沖縄は第一に第四条(9)にいう分離地域ではないから
はじめから本条の適用はない。

3 平和条約にいう日本国領域とは、昭和二十一年八月二十九
日付司令部覚書にいう地域（すなわち占領中、わが国の行政
が及んだ地域）をさすものとする考があるが、全く根拠がな
い考え方というべきである。条約解釈について、正文がそれ
自身で十分に明白であれば予備交渉を考慮に入れる必要はな
い。とは常設国際司法裁判所がしばしば判示したところであ
るが、条約本文となんらの関係もなく、また条約締結の予備
交渉資料ですらないかかる文書を唐突にとりあげ、これに条
約解釈上の基本的な重要性を与えんとする右の見解は法律的

にもとより無理なものである。

国際法上領域（territory）の字句には明確な意義があるの
であつて、このように恣意的な方法でこれを規定することは
できないことは当然である。

（なお前記司令部覚書とは、一九四六年一月二十九日付の
CAEIN六七七号をさすものと考えられるところ（Govern-
mental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from
Japan）

同覚書第六項は "Nothing in this directive shall be construed as
an indication of Allied policy relating to the ultimate determina-
tion of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam
Declaration."

と規定してあり、本覚書が連合国自体にうけても、わが国の
最終的領域にうけてのいかなる決定をも含まないものである

ことが、覚書自体の中に記されていることは注意されねばならない。なお、占領中のいわゆる行政分離地域は北緯三十度以南の南西列島であつたが平和条約の三条地域は北緯二十九度以南の南西諸島であり、平和条約調印後一九五一年十二月五日付覚書で占領軍当局は平和条約の規定に合せるように前の覚書を修正した事実がある。つまり、平和条約により実質的にわが国にとり有利な変更が加えられたことも忘れてはならない。

4 平和条約にいう日本国領域は「同条約にいう日本国、日本国民の字句の場合も同様」すべて同条約の規定において同条約の発効後の日本国領域としてみとめられるものをさすと解すべきである。(ただ戦争中又は戦争前の事態又は事実を明

白に関係する場合に限り、それぞれ当時の日本国、日本国民の概念が用いられることはあるが、その場合は文理上それぞれ明白である。) 沖縄地域は、平和条約によつて、わが国が領土主権を失つた地域ではなく、それは当然に「日本国領域」に含まれる。沖縄が、平和条約発効の前後を通じわが国の領域であることに変わりがないというのが、わが国の基本的立場である。

以上の理由により平和条約第十九条(2)が沖縄についての適用がないとする説は、根拠がないと考えられる。

(二) 平和条約第十九条(2)は国民の請求権を放棄するものに非ずとする説について

1 この点について東京地方裁判所は、「国家賠償請求事件、

東京地裁昭二九(ワ)九〇〇四号、昭和三一、八、二〇判決)

「平和条約第十九条(a)項は、わが国及びわが国民の、すべて
の請求権を放棄する趣旨であると解すべきである。一右放棄
される権利はいわゆる国の外交保護権と国民の個々の権利と
を包含することは明らかである。」

と判示したことがある。現実的に考えた場合ヴェルサイユ条
約、イタリア平和条約、ボン条約、オーストリア国家条約を
通じて、第一次第二次両度の大战後の諸平和条約における一
貫した取扱について、なにゆえわが平和条約についてのみ例
外を設け外交保護権放棄、私的請求権存置という、前例をみ
ない奇怪、かつ、複雑な制度を設定したと解すべきであるが、
全く理解に苦しむところといわなければならぬ。

2 国際関係において、その処理が重要であれば、国はいかな
る問題についても、いわゆる国に固有のものであつても、ま
た本来個人に属する問題であつても、これについて他国との
間に条約を締結することができる。この意味において、国際
条約においては、国が当事国としてなす行為であつても、そ
の内容が国民の権利義務に及ぶことはきわめて当然のことと
いわなければならぬ。いわゆる国際法主体についての論争
は、条約の實質的効果が個人に及ぶか否かという点について
の論争ではない。国際法の主体が原則として国家であること
は、そのような国家が国際法上行う行為が国民個人の
地位、権利、義務に直接効果を及ぼすということをなんら害
するものではない。

3 ヴェルサイユ条約やイタリア平和条約における対応規定との些細な字句上の相違をとりあげ、たとえばイタリア平和条約には「イタリア国政府又はイタリア国民のために」という字句があるに反して、わが平和条約にはかかる字句はないとする論がある。しかるにわが平和条約の仏文正文をみるに、うまでもなくわが平和条約では、英、仏、西語は正文であるが、日本語によるものは正文ではなし)。「Le Japon réponde, en son nom propre et au nom de ses ressortissants, à toute réclamation--」となつており、正しくかかる字句が存在することが指摘される。

二 本件についての日本政府の責任に関する所論において「政府が放棄したのは国自身の国際法上の権利であつて私権たる日本国民

の財産権そのものではないのであるから日本国憲法の規定上補償の問題は発生していない」という見解があるが、国が放棄したのは、正しく私権たる日本国民の財産権を含むとする前記東京地裁の判決は正当な解釈であると思う。かかる条約締結によつて政府が国内法上、いかなる責任を負うかという問題は、本質的に国内法上の問題である。

平和条約第十九条(四)と占領中の米軍の沖縄における
土地使用問題について

十一月十三日

高橋宗約部長

かりゆし問題討

議のための未

自由党高岡大輔

代表士による説明

セラウフ

一 平和条約第十九条(四)の解釈について

(一) 平和条約第十九条(四)にいう「日本国領域」は沖縄地域を含まないとする説について

一 かりに平和条約第十九条(四)が沖縄地域に対しては適用なしとする場合には、日本と連合国との関係において戦争中の事態に関する未解決の大きな問題が残されることとなる。

極秘

十二月九日
平尾 昭三 閣議
るまにきなる

平和条約が、戦争状態に終止符をうち、戦争状態に起因する諸般の問題に対する最終的解決を与えるものであると、その基本的性格を考えれば、このように考え方はきわめて異例のことと見し、納得しえないものといわなければならぬ。

二 平和条約にいう「日本国領域」が沖縄地域を含むと解する

ときは同条約の各条の規定が、「日本国領域」について、相矛盾した規定をしていることになるとするさまざまな論があるが、平和条約の各条文中の「領域」とは、文理上特別の限定がない限り、原則として「沖縄地域」を含むと解して矛盾を生ぜず一体的解釈を寄することはないとわなければならぬ。第六条(四)にいう占領軍の使用した財産の返還や、第十五条(四)にいう連合国財産返還補償の規定等は、沖縄地域に関する限り、同条約中の沖縄に関する特別規定である第三条の規定によつて、適用の余地がなくなるのは、当然のことである。つまり第六条や第十五条における「領域」や「日本国」の意味を沖縄を除いた狭い意味に解しななければならないという事にならない、沖縄を含んだ広い意味に解しても当然第六条

や第十五条の適用がないのである。また海底電線については、
えは、沖縄は第一に第四条(イ)にいう分離地域ではないから
はじめから本条の適用はない。

3 平和条約にいう日本国領域とは、昭和二十一年八月二十九
日付司令部覚書にいう地域（すなわち占領中、わが国の行政
が及んだ地域）をさすものとする考があるが、全く根拠がな
い考え方といふべきである。条約解釈について、“正文が
それ自身で十分に明白であれば予備交渉を考慮に入れる必要
はない”とは常設国際司法裁判所がしばしば判示したところ
であるが、条約本文となんらの関係もなく、また条約締結の
予備交渉資料ですらないかかる文書を唐突にとりあげ、これ
に条約解釈上の基本的な重要性を与えんとする右の見解は法

律的にもとより無理なものである。

国際法上領域（territory）の字句には明確な意義があるの
であつて、このように恣意的な方法でこれを規定することは
できないことは当然である。

（なお前記司令部覚書とは、一九四六年一月二十九日付 S
O A P I M 六十七号をさすものと考えられるところ（Govern-
mental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from
Japan）

同覚書第六項は “Nothing in this directive shall be construed as
an indication of Allied policy relating to the ultimate determina-
tion of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam
Declaration.”

と規定しており、本覚書が連合国自体についても、わが国の
最終的領域としてのいかなる決定をも含まないものである

ことが、覚書自体の中に記されていることは注意されねばならない。なお、占領中のいわゆる行政分離地域は北緯三十度以南の南西列島であつたが平和条約の三条地域は北緯二十九度以南の南西諸島であり、平和条約調印後一九五一年十二月五日付覚書で占領軍当局は平和条約の規定に合せるように前掲の覚書を修正した事実がある。つまり、平和条約により実質的にわが国にとり有利な変更が加えられたことも忘れてはならない。

4 平和条約にいう日本国領域は（同条約にいう日本国、日本国民の字句の場合も同様）すべて同条約の規定において同条約の発効後の日本国領域としてみとめられるものをさすと解すべきである。（ただ戦争中又は戦争前の変更又は事実上明

白に関係する場合に限り、それぞれ当時の日本国、日本国民の概念が用いられることはあるが、その場合は文理上それぞれ明白である。）沖縄地域は、平和条約によつて、わが国が領土主権を失つた地域ではなく、それは当然に「日本国領域」に含まれる。沖縄が、平和条約発効の前後を通じわが国の領域であることに変わりがないというのが、わが国の基本的立場である。

以上の理由により平和条約第十九条(四)が沖縄についての適用がないとする説は、根拠がないと考えられる。

(二) 平和条約第十九条(四)は国民の請求権を放棄するものに非ずとする説について

1 この点について東京地方裁判所は、（国家賠償請求事件、

東京地裁昭二九(ワ)九〇〇四号、昭和三一、八、二〇判決)

「平和条約第十九条(B)項は「わが国及びわが国民の―すべて
の請求権を放棄する趣旨であると解すべきである。―右放棄
される権利はいわゆる国の外交保護権と国民の個々の権利と
を包含することは明らかである。」

と判示したことがある。現実的に考えた場合ヴェルサイユ条
約、イタリア平和条約、ボン条約、オーストリア国家条約を
通じて、第一次第二次両度の大战後の諸平和条約における一
貫した取扱について、なにゆえわが平和条約についてのみ例
外を設け外交保護権放棄、私的請求権存置という、前例をみ
ない奇怪、かつ、複雑な制度を設定したと解すべきであるか、
全く理解に苦しむところといわなければならぬ。

2

国際関係において、その処理が重要であれば、国はいかな
る問題についても、いわゆる国に固有のものであつても、ま
た本来個人に属する問題であつても、これについて他国との
間に条約を締結することができる。この意味において、国際
条約においては、国が当事国としてなす行為であつても、そ
の内容が国民の権利義務に及ぶことはきわめて当然のことと
いわなければならぬ。いわゆる国際法主体についての論争
は、条約の実質的効果が個人に及ぶか否かという点について
の論争ではない。国際法の主体が原則として国家であること
は、そのような国家が国際法上行う行為が国民個人の
地位、権利、義務に直接効果を及ぼすということをはたら
くものではない。

3 ヴェルサイユ条約やイタリア平和条約における対応規定との些細な字句上の相違をとりあげ、たとえばイタリア平和条約には「イタリア国政府又はイタリア国民のために」という字句があるに反して、わが平和条約にはかかる字句はないとする論がある。しかるにわが平和条約の仏文正文をみるに（いうまでもなくわが平和条約では、英、仏、西語は正文であるが、日本語によるものは正文ではない）、「Le Japon réponde, en son nom propre et au nom de ses ressortissants, à toute réclamation。」
となつてあり、正しくかかる字句が存在することが指摘される。

二 本件についての日本政府の責任に関する所論において「政府が放棄したのは国自身の国際法上の権利であつて私権たる日本国民の財産権そのものではないのであるから日本国憲法の規定上補償の問題は発生してゐない」という見解があるが、国が放棄したのは、正しく私権たる日本国民の財産権を含むとする前記東京地裁の判決は正当な解釈であると思ふ。かかる条約締結によつて政府が国内法上、いかなる責任を負うかという問題は、本質的に国内法上の問題である。

極
秘

別紙

第一 本件と平和条約第19条との関係

1. 平和条約第19条(a)項の「日本国領域」に沖縄地域が含まれていると断定することはその根拠がない。のみならず却つて平和条約の解釈を困難にするものであつて正確でない。従つて平和条約第19条(a)項を本件に適用して、沖縄住民の請求権及び日本政府の責任を論ずることは正確でない。

沖縄における第19条の規定による請求権に相当する請求権は、日本国の分も日本国民の分も平和条約によつて何等かの国際法上の決定がなされていると解することは正確でない。奄美については復帰協定によつて初めてこの点が明確にされたが、沖縄におけるものはこれと異なる状態にあるものである。

(1) 文理解釈による理由

対日平和条約第3条において、沖縄は日本の通常の施政権の及ぶ地域とも区別され又、第2条地域とも区別され、国際法上全く新規特別の地域として規定されている。このことについては従来疑いのないところである。従つてこれを従来の国際観念による

日本国領域の表現によつて表わされている所と同一視することは早計である。

同条約において特に第3条地域を意識して表現する場合には、第4条(b)項における如く特に「第2条及び第3条に掲げる地域」の表現を用いていることは注目すべきである。

次に対日平和条約にいう「日本国」、「日本国領域」等の地域観念の用例をすべて同条約を締結する直前のものと解することも、第1条(b)項、第4条(b)項等における用例を見れば正確でない。又、一応同条約に「日本国」又は「日本国領域」等の表現を以つて規定している地域観念を、すべて条約締結前の日本の領域と解し第3条地域乃至第3条地域を含むものとして、更にこれに対して第2条乃至第3条を重複適用すべきであるという考え方にも、例えば次のような無理がある。

(1) 現在沖縄の海底電線の終点施設は沖縄の保有するところである。もしこの事実が、沖縄がその所有権をも所有し、然もこれが条約上合理的な状態であるとするならば、これは第4条(b)項の適用によるものと解する外はない。

この場合、同条同項の「分離される領域」は第3

条地域をも予定しているものと解される。とすれば同条同項の「日本の終点施設」という場合の「日本」は、第3条地域を含まないことの明瞭な認識のもとに用いられているものである。

(四) 講和発効後沖縄における占領軍占有施設が、90日以内に日本政府に返還された事実は伝えられていない。

第6条(4)項の「日本国領域」に第3条地域を含ませて考えた場合、第3条(4)項の適用に当つて、更に第3条を重複適用すれば日本国政府の同地域における施政権の行使が排除されることになる結果日米両国政府相互の合意が事実上又は法律上不可能になることは認められる。然し乍ら、第6条(4)項は、占領軍占有施設は、「相互の合意によつて別段の取極が行われないう限り、前記の90日以内に日本国政府に返還しなければならない」と規定しているのであつて、この規定を、同項の規定する合意が不可能な場合には、合意がなくても90日以内に返還す義務がない趣旨を表わすものとは読み難い。(即ち、たとえ合意がなくても90日以内に返還すべきものと解釈すべきである。)又、第3条の規定する米国の三権行使権をもつて、第6条(4)項の

返還義務が排除されたとみることも無理である。何となれば第3条の三権行使権は、国際法の拘束のもとに行使されるべき通常の施政権であり、従つて当然国際法上の義務には従うべきものである。然るに第6条(4)項の返還義務は条約の規定に基く国際法上の義務であるからである。

又、もし第6条(4)項は、初めから間接軍政の行われた日本本土のことを規定したに止まると解するならば、積極的な根拠のない解釈ではあるが或は立案者の意思にはそうかも知れない。然し乍ら、それならば同時に同条(4)項の「日本の領域」にも第3条地域を含まないものと解するのが自然の解釈であり、同じく立案者の意思にもそうのであろう。従つて又沖縄に於て安保条約が効力をもつていないにかかわらず、米軍が駐留しているについても第3条のみによつて最も簡明に合理的に説明することができる。

(五) 今日まで日本は、沖縄にあつた連合軍財産について返還のみならず補償をも求められたことがない。又この事実が条約に違反したものであるということも伝えられたことがない。

第15条(4)項の「日本国」に沖縄が含まれると解した場合、第3条を重複適用することによつて原物の返還が事実上又は法律上不可能になることは認められる。然し乍らいくら第3条を重複適用しても、第15条(4)項の末段に規定する返還にかわる賠償義務が第3条の規定によつて免除されるものとは読み難い。要するに

第15条(4)項の日本国は沖繩を含まないものと解する外は前記の事実を合理的なものとして解する方法がない。

(4) 平和条約第19条の「日本国領域」に第3条地域を含ませることには、あとで(4)及び(5)に述べるような条理上、論理上の矛盾を生ずる。同条同項の日本国民に朝鮮人を含めしめることも同様である。

要するに、平和条約中における日本国乃至日本国領域の表現に現われた地域概念に第3条地域を含めしめる解釈には普遍性がない。逆に第3条地域を含まない解釈によれば、極めて無理のない円滑な普遍的統一的解釈によつて現状が説明できる。

平和条約中の日本乃至日本国領域の表現に広狭二義の使いわけを認める普遍性のない解釈は、それぞれの場合に解釈を使いわけに当つて政策論を離れた明確な論理を必要とする。それで行ければ法律解釈としては成り立たない。従つてこの様な解釈を行つて、然も特に第19条に限つて第3条地域を含ませようとするためには明確な特別の論理的理由を必要とする。然るにこのような断定を必要とする論理的理由は無い。従つてこの様な解釈は正確な法律解釈としては成り立たない。

平和条約中の用例における「日本国領域」に第3条地域を

含ませないことにした場合、沖繩の地位を日本にとつて不利にするという議論は法律論ではない。のみならずこのような政策的見地から条約を検討しても、既に第3条の規定とサンフランシスコ会議における諸代表の演説がある以上、政策的にも法律的にも、沖繩の現在の地位はすでに確定しているのであつて、平和条約中の用例における「日本国領域」に第3条が含まれていないことが明らかになつても別に、この確定しているところが日本に不利になるということはない。

以上の理由によつて、第19条(4)項の日本国領域には文理解釈上第3条地域を含まないと解するのを相当とする。

(4) 条理解釈による理由

平和条約は当事国の理性的合意によるものである。従つて第19条において放棄の対象となるものは、当時日本側においてその実体を認識し得べき範圍内のものと解せざるを得ない。然るに本件の如く終戦後の沖繩における米軍の措置に起因する住民の請求権は、平和条約締結時にもまた現在にいたるも全くその要件を欠くものである。故に条理上第19条は沖繩に適用がない。

(3) 論理解釈による理由

対日平和条約と奄美復帰協定とを併せて合理的に解釈すれば、奄美復帰協定の第4条1項に「対日平和条約第19条の規定と同趣旨の規定があり、然もその表現に若干の相違があるに拘らず、対日平和条約の特別法又は修正法である旨の文言がない。故に第19条の規定は奄美に適用がなかつたものと解すべく、一方奄美と沖縄とは平和条約第3条において同一の取扱いを受けているものであるから、論理的にも第19条は沖縄に適用がない。

(4) 立法者意思による理由

なお平和条約及び奄美復帰協定の起草に当つた立法当事者の意思を顧みても、次の事実により第19条は沖縄に適用がなかつた。

(イ) 第19条の起草に当つては「日本国領域」の中に沖縄が含まれるという積極的な認識はなかつた。

(ロ) 平和条約は早急の際に起草され、しかもその期間に占領中に属していた。従つて「日本国領域」の表現において遠慮されていたところは、昭和31年5月27日附司令部覚書所謂行政分限命令第3項にいう所謂主要島嶼を中心とする約1千の島嶼であつた。故に北緯30度の度以南の奄美及

び沖縄は意識の外であつた。

(ハ) 奄美の復帰に当り、同地域における占領軍に対する請求権の処理は、奄美復帰協定第4条第1項によつて初めて合意確定されたものであるというのが両当事国関係官の見解であり、この見解は現在もかわらない。第19条によつて一応処理済であつたという認識は全然ない。

(ニ) 奄美復帰協定の締結にあつて、将来沖縄が復帰した場合、奄美復帰協定第4条第1項に相当する規定を必要とするものであると謂う見解が、両当事国関係官の一致した見解であつた。

2 前記1の所見により平和条約第19条(イ)項が沖縄に適用があると解することは正確でないが、本件に関し同条同項を論ずる場合において、その解釈論に統一がないので、この点についてその解釈を明確にするため、次に、平和条約第19条(イ)項の「日本国領域」に、特に沖縄地域が含まれているという主張に沿つて考えた場合における同条同項の解釈を明らかにするならば、

(1) まず、平和条約第19条(イ)項によつて日本国が、連合国及びその国民に対する「日本国民」の請求権を放棄したとすることは、日本国民が連合国及びその国民に対して有す

る請求権を当該連合国が、その主権に基づいて否認しても、日本政府としては、当該連合国に対してその否認についての国際法上の責任を問わない旨の約束をしたのに止まるものであつて、日本政府が、沖縄住民に代つてその住民自身の請求権を放棄したという意味ではない。

(2) 日本国民が外国の主権の下になつた場合、主権は絶対であるから日本国民自身としては一応これに従わなければならない。但し、その外国の主権が国際法上の規範に違反して行使された場合には、当該日本国民とは別に、日本国がその外国に対して国際法上の責任を問ひ得るのは国際法上の原則である。日本国は第19条においてこの制限を相手国に対して国際法上放棄したものである。

この権利は、日本国民の私権が相手国によつて侵害された場合に、そのことを原因として発生するものである。然し乍ら、日本国民に属する侵害された私権とは別のものである。この権利は国の権利であつて、侵害された個人の権利ではない。この権利によつて保護される利益は、国自体の利益であつて侵害された個人の権利ではない。侵害された国の利益は、国の立場から評価されるから、侵害された個人の主観的利益の評価とは必ずしも一致し

ない。この権利を国が行使するか否かについては、国が判断すべきものであつて、当該個人の判断によるべきものではない。この権利を行使した結果、相手国から補償として受けた利益は、必ずしもその権利を侵害された個人に引渡されるものではない。これを引渡すか否かは、国が単独に或は相手国との約定に基づいて決定することである。故に第19条によつて放棄される国の権利は、これを日本国民自身の権利と混同することは許されない。

(3) 平和条約第19条(4)項の規定は、条約であるから国際法としての効力をもつことと当然であるが、同時に平和条約は、条約として国会の議決を経たものである。この議決によつて条約は国内法としての効力を持つものと解するのが従来からの政府の確定した見解である。従つて平和条約は国内法としての効力をもつているものである。

従つて平和条約第19条(4)項も形式上国内法としての効力をもつている。然し乍ら第19条(4)項はその表現において日本国民ではなく日本国の請求権を放棄することを規定しているに止まり、日本国民の請求権が消滅することを規定しているものでもないし、日本国政府が日本国民の請求権を収用することを規定しているものでもない。

従つて日本国民に対しても、日本国民の請求権に対しても何等の効果を及ぼすものでもない。従つて国内法としての第19条(4)項の国内法上の効力には実質的内容はない。強いて言えば日本国政府の私法上の請求権が放棄された効果が国内法上規定されているか否かの問題を含むだけである。第19条(4)項の国内法上の効力によつて日本国民の請求権が放棄されたものと解することは出来ない。

(4) 次に平和条約第19条の規定の国際法としての効力について考えれば、そもそも国際法上は、個人が権利義務の主体となり得ないと解するのが通説である。少数説は、個人が権利及び義務の主体になり得ることを主張しているが、何れも通説の論理的矛盾を指摘するものではない。少数説の一つである横田説によれば、「いつたい個人と国際法の関係というようなことは法学的認識の問題である。与えられた法的事実を前にして、それを如何に理解し、説明するかという問題である。」という立場である。従つてこの少数説によつては、第19条の規定によつて日本人の個人の権利が放棄されている可能性があるか否かということは、第19条の解釈からは引出すことが出来ない。逆に第19条によつて個人の権利が放棄されたことが法的事実として

認識され得た場合に初めて、その個人が国際法上の義務の主体として理解し得るというに止まる。次に田岡説によつて代表される最近の少数説は、個人の国際法上の権利義務の主体性を認めるに当つては、明文の条約の規定又は確定された国際慣習によつて、明確に個人が国際法の直接の拘束を受けることを規定している場合に限つている。例えば、ベルサイユ平和条約第298条附屬書2項は、第19条と同類の独逸国民の請求権放棄に関する規定であるが、条文中明確に「独逸国又は独逸国民ハ……請求又ハ訴訟ヲ提起スルコト得ス」と規定しているから、この少数説に従えば、この規定によつて独逸国民は請求権を失つたこととなる。然るに第19条の規定は、「日本国は」という日本国を義務の主体とする表現を用いているから、この少数説によるとしても、ベルサイユ条約における独逸の場合と異なり、日本国民の請求権そのものが拘束を受けるものと解すべき余地は全くない。

(5) イタリアの平和条約第76条第1項は、第19条に対応する規定であるが唯単に「イタリア国は」言々と、イタリア国の主体性を謳う外に、「イタリア国政府又

はイタリア国民のために」請求権を放棄すると謳っている。多数説によれば、この規定も唯単にイタリア国の外交上の請求権を放棄し、或は精々イタリア国が相手国に対して国民の請求権を放棄するために必要な国内措置を採るべき旨の国際法上の義務を負うものと解せられる。又、最近の少数説によつて、イタリア国民が国際法上の権利義務の主体たり得る立場をとつても、「イタリア国民のために」という表現をもつて、イタリア国民が直接義務を負う表現として明文の規定があるものと解せられるか否かかは疑問である。仮に、これを積極的に解して、イタリア国民がこの条約によつて直接その請求権を放棄せしめられたものと解した場合、わが第19条には「日本国又は日本国民のために」という表現がない。そこで類推解釈により、日本国民もその請求権を放棄せしめられたものと解するか、反対解釈によつて、日本国民はイタリア国民と異つてその請求権を放棄せしめられていないと解するかが問題となる如く見える。然しこの問題については、イタリア平和条約にはこの第76条第1項の次の同条第2項において既に明瞭に第1項の解釈規定を設け、「この条の規定は、ここに掲げられている種類の

一切の請求権を完全且つ最終的に打ち切る。この請求権は、利害関係者が何人であるかを問わず今後これを消滅させる。イタリア国政府は、イタリア国領域に在る同盟又は連合国の軍隊に徴発に基き需品又は役務を提供した者に対し、及びイタリア国の領域において生じた同盟又は連合国軍隊に対する戦いに因らない損害の賠償請求を充すため、リラ貨をもつて衡平な補償をすることに同意する。」と規定していること及びこの二つの事項を規定した同条同項に相当する規定を、第19条の起草に當つて意識的に削除したことによつて、イタリア平和条約第76条の類推によつて対日平和条約第19条を解釈する余地は全くない。従つて個人が国際法上の義務の主体たり得る場合があるとする少数説によつた場合においても、第19条によつて日本国民の権利義務が放棄されたと解する余地はない。この場合、対日平和条約第19条においてイタリア平和条約第76条第2項後段のイタリア国政府の補償義務を規定しなかつたのみならず、同条同項前段の解釈規定をも規定しなかつたことは、第19条(a)項に「日本国民のために」の文句を挿入しなかつたこととともに、見逃すべからざる事実である。

④ 第19条の規定がある場合、日本国民自身の請求権は厳存する。然し乍ら、相手国によつて如何に取扱われるかは、人権宣言等の原則に対する責任は別として、国際法上相手国の国内措置による自由裁量の問題である。

このことは平和条約第14条の適用により、日比賠償協定成立時の比国人の請求権に対する日本政府の立場と同様である。当該比国人の請求を認めることも否認することも、国際法上日本国の自由裁量である。日本の裁判官も同様である。如何に処置しても国際法上国が責任を負うことはない。

第二 本件に関し、日本政府は法理上補償の責任を負うものではない。

1 平和条約第19条との関係について考えるに、本来本件に同条を適用することは正確を欠くものと解せられるが、仮に平和条約中第19条の項にいう日本国領域に限り沖縄地域が含まれているという主張に沿つて考えた場合においても、日本政府が第19条の項で放棄したのは、米国に対して自らの権利を行使する機能を放棄したのに止まり、沖縄住民に代つて、その住民自身の請求権を放

棄したものではないことは第一の項において明かしたところである。従つて日本政府の行爲によつて沖縄住民の私権を収用したのも、移転したのも、消滅せしめたものでもない。

一方日本国憲法によれば政府が憲法上補償を行うべき場合については、同法第29条第3項に「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる。」の規定がある。これは政府がその主権に基づいて国民の財産権そのものを収用し移転させ或いは消滅させた場合に、これに対して正当な補償を行うべきことを規定したものである。故に本件について第19条の適用を認める考え方にたつとしても、第19条の項の外国の権利の放棄は日本国憲法第29条第3項の場合に該当しない。従つて日本政府には損失補償を行うべき憲法上の責任は発生していない。

2 第19条の項を離れて、日本国憲法の規定に基づく日本政府の補償責任を考えた場合においても、日本政府が補償責任を負うためには、日本政府による適法な行爲によつて沖縄における私権が侵害された事実がなければならぬ。然るに日本政府は終戦以来今日迄沖縄において如何なる施政上の制限も責任も認められていなかつたので

ある。この点は内地と根本的に異なるところである。故に法律上日本政府には内地において負担したような補償責任は発生していない。

3. 日本国憲法第29条第1項は「財産権は、これを侵してはならない」と規定している。この規定は元來国の補償責任とは関係のない規定であるが、この規定との関係においても、本件につき第19条(a)項の規定の適用を認める考え方になつた場合、政府が放棄したのは国自身の国際法上の権利であつて私権たる日本国民の財産権そのものではないのであるから、第19条(a)項の措置は日本国憲法第29条第1項の場合に該当するものではない。

4. 次に第19条(a)項の適用を認める考え方において、同項により放棄されたのは沖縄住民の私権そのものではないから、日本国憲法の規定上補償の問題は発生していないとしても、国が第19条の放棄を行つたことによつて、沖縄住民がそれによる保護を受けることができなくなつたことにより不利益を受けた場合、政府に何等かの法律上の責任が発生するのではないかという疑いに対しては、その責任ありとしてもそれは日本国憲法上の補償責任に連るものでないことは勿論である。次に日本国憲法を離

れて考えた場合においても講和条約そのものは独立の意思表示ではなく、ポツダム宣言の無条件受諾に基くものである。

ポツダム宣言の受諾そのものは国の意思表示による法律行為であることは勿論であるが、その内容は国際法上及び国内法上の責任の主体たる国の主権を自己制限したものであつて、これについて責任を負うと謂うよりもむしろそれだけ責任能力の一部を失つたものであると謂うべきである。又沖縄における住民の請求権が否認されている事態について考えてみれば、沖縄住民の占領下に置かれた事実は国の意思表示に基くものではなく、戦争による米国の直接強制によるものである。これ等の事情によつて第19条(a)項の規定によつては政府に法的補償責任の問題は起り得ない。

第三、[✓]沖縄住民は、現在米国に対し請求権を失つていない。

1. 本件につき、平和条約第19条を適用することは、正確を欠くものであることは、上述したところであるが、仮りに、平和条約第19条(a)項にいう日本国

領域に限り、沖縄地域が含まれているという主張に沿つて考えた場合においても、第19条(a)項の規定により、日本国が連合国に対し、連合国及びその国民に対する日本国民の請求権を放棄することを承認したことは、日本国民が連合国及びその国民に対して有する請求権を当該連合国が当該連合国の国内法上否認しても日本国政府としては、国際法上、当該連合国に対し、その否認について責任を問うことはないことを意味するに止まるのである。

2 日本国政府は、平和条約第19条(a)項によりその自ら有する請求権を放棄したことは、²⁸いふまでもないが同条は、前述の如く、日本国民の請求権が消滅することを規定しているものでもないし、日本国政府が、日本国民の請求権を収用することを規定しているものでもない。従つて、同条は日本国民の請求権に対して何等の効果を及ぼすものでもない。従つて、沖縄住民自身の請求権は、かりに沖縄について平和条約第19条(a)項の適用があつたとしても、今日においても蔽存するものである。この見解は、昭和30年6月米下院軍事委員会におけるマーカット少将

の証言、昭和31年4月ブライス勸告の見解及び昭和31年8月琉球政府主席宛民政部副長官の回答に示された見解と完全に対立の形となつているが、然しながら、これらの米国側の見解は、まだ米国防省及び下院軍事委員会の見解であるに止まり、米国防省、米法務省又は、これ等を総合した米国の見解ではない。

3 昭和25年4月30日付極東軍司令部発琉球軍司令官宛指令においては、ガリオア物資売上から生ずる資金を繰り入れる見返資金の設定を指令し、その用途のうち昭和27年7月1日以前米国の使用せる民有財産の各使用料の支払を含むべきことを指令している事実がある。ただし、この見返資金は今日までこの目的のためには支出されていない。

4 昭和28年3月23日付琉球民政府布告第105号は、昭和25年7月1日から昭和27年4月27日までの借地料の支払を規定し、この支払は現実に実施され総額1,253,560.46円80銭(B号円)が琉球政府に供託された。昭和27年6月3日の軍民協議会において使用開始時の地価の年6%を建前

とするものである旨明らかにされている。

昭和28年12月24日付奄美復帰協定第4条1項は奄美群島につき平和条約第19条(1)項と同趣旨の規定を設けると共に大蔵省の要望に基づき「但し、前記の放棄には、1945年9月2日以後制定されたアメリカ合衆国の法令又は南西諸島の原地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。」の文言がワシントンの回訓をまつて無条件に挿入されている。

6. 在米一世は米市民権を持たず明瞭に第19条(1)項前段の適用をうけるものであるが、その請求権は徐々^々に承認されている。

第四 米政府は、法律上及び行政上支払の責任がある。

1. 米政府は占領中も講和後も沖縄の領域及び住民に対する施政権者として、住民の福祉を維持向上する責任がある。

2. 米憲法修正第5条は、「何人も正当なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せられることなし。」同第14条は、「いずれの州も法律の定める正規の手續によらずして何人に対しても生命、自

由または財産を奪うことをえず。」と規定している。

3. 終戦後の軍事占領期間中と雖も住民の私有財産を侵害すべからざることは、ハーグの陸戦法規の規定するところである。即ち同法規第46条第2項は、「私有財産は、これを没収することを得ず。」同第49条は、「国の権力が事実上占領者の手に移りたる上は、占領者は絶対的の支障なき限り占領地の現行法律を尊重して成るべく公共の秩序及生活を回復確保するため施し得べき一切の手段を尽すべし」と規定する。同条約は今次大戦に際してはたまたまその形式的効力をもたなかつたが、この原則は国際法上の原則として否定されているものではない。

事実ブライズ勸告においても米占領軍はハーグの陸戦法規に従つて占領を行う方針であつたことは認めているから、沖縄住民の請求権が初めからなかつたものと主張していると認められる節はない。

4. 平和条約第19条(1)項^{(a)項}との関係については、仮に同条同項が本件に適用されるという主張に沿つて考えた場合においても、同条で放棄したのは日本政府が日本政府に属する外交上の権利を米政府に対して行使す

る権能を放棄したに止まり、沖縄住民が沖縄住民に属する請求権を米国政府に対して行使することについては、何等の効果を及ぼすものではない。従つて、沖縄住民自身は自らの請求権を行使する上において、平和条約第19条が施行される以前と以後とにおいて何等の異なる地位にたつてゐるものではない。これを処理することは米国の統治権の範囲内の問題であり、国際法上米国が自らの責任において処理し得るものであるから全く米国の責任に属する問題である。

5. 前記1乃至4の事情に基づいて沖縄住民に対し、本件に関して適当な解決を与えることは米国政府の内政上の責任であると同時にヘーグの陸戦法規人権宣言及び国連憲章等（国連憲章第11章及び第12章の非自治地域及び信託統治地域における統治権に関する規定）に示された一般的に承認された私権の取扱に関する主権の行使に関する国際的原則に基づく国際的責任である。この責任は国際法の意味を広く解するならば、殆んど国際法上の法的責任とも称し得るものである。

6. 講和発効後も第19条(a)項によつては沖縄住民の請求権は、消滅してゐない以上沖縄住民がその請求

権に基づいて今日主張している金額は、その内容において妥当なものであるか否かは日本政府としては調査の方法がないから確認することが出来ないが若しそれが内容において適当なものであれば、これに対して支払に應ずることは米国政府の法律上の責任である。

第五 日本政府の責任

1. 日本政府としては、前記第一乃至第三の事情に顧み、平和条約の解釈に当り、正確を欠くことによつて、折角沖縄住民の有する請求権を否認し或は理由なく米国民の負担を日本国民の負担に切り換える結果に陥ることのないよう十分に戒心する必要がある。

2. 次に、沖縄住民がその施政権者たる米国からいかなる取扱を受けるかということは、前記第四の5に記すとおり唯単に米国内政問題であるのみならず、米国の殆んど法的責任に近い国際的責任に連る問題であり、然も本件に関し米国が適当な解決を与えること自体が、自由諸国の正常な国際関係を緊密に維持する上において米国自身の利益に繋がる問題である。従つてこれ等のことを指漏して、その善処

方について強く要望することは日本政府の外交上の当然な責任である。

3. 沖縄住民の国籍と、これに関する外交保護権については、国際法上前例のない特別なものとして、平和条約第3条を慎重に検討しなければならないことは勿論である。然し乍ら、日本政府が沖縄の領域及び住民に対して所謂潜在主権をもっており、その限りにおいて沖縄住民の安危に関して重大な関心を払うことはこれまた当然なことである。依つて本件に関しては従来所謂外交保護権というような考え方は別としても、通常外交関係において、米側に対して現状の認識を求めるとともに、案理を尽して米側利益をも認識せしめて円満な解決をみるよう、有効な手段を尽すことは当然である。

4. 沖縄住民が内地住民と同じく同胞であることによつて、日本政府としてはその困難な境遇について重大な関心を払うべき政治的責任があることは言うまでもない。然し乍ら、本件はもともと日本政府の施政権と内政上の責任との範囲外のことである。従つて日本政府としてこの政治的責任を果すためには、当面の責任者たる米側の適当な措置を要望する以外

に方法はない。故にこの方法によつて最善の努力を払うことが政府の責任である。

5. 政府は速かに対米交渉を始めるべきである。

前述のとおり沖縄住民は同胞であり日本政府は残存主権をもっている。従つてその限りにおいて、日本政府としては法律上の補償責任は無いにしても、その解決に出来るだけの努力を払うべき政治的責任があることは当然である。然も日本政府としては米側政府との交渉を回避しては打つ手がない。従つて政府としては速かに米側政府に対して問題の重要性を認識せしめると共にその法律上行政上の責任と米側の利益とを想起せしめて、沖縄住民の有する請求権が妥当な満足を与えられるように外交上の努力を始める責任がある。

日本政府の立場に関する法律解釈論等によつて対米交渉を始めることを差し控える理由はない。

仮りに平和条約第19条が沖縄に適用があるという説によつた場合においても、日米両国に正常な外交関係が維持されている以上、本件に關して米側に対して事実上の行為としても何等かの申入れが出来ないというものではない。

現在日米両国の国交は本件程度の問題を提起し、相手国の意向を確かめ、その善処方を要請する上において何等かの支障があるとは思われない。

又奄美復帰の場合の如きは日本側として極めて弱い立場において交渉が行われたのであつたが、それでも交渉の途中において協定第4条ただし書のような規定が日本側の要請のままに、極めて当然なこととして承認された例もある。

政府は、この際、速かに沖縄住民の有する請求権につき妥当な満足を与えられるよう強力に対米交渉を開始すべきである。

Compensation for damages by land
use by the U.S. Military forces prior to
Peace Treaty for Japan

(Tentative translation subject
to alteration)

(280号9201)
6 280号9201)

Compensation for damages by land
use by the U.S. Military forces prior to
Peace Treaty for Japan

(Tentative translation subject to
alteration)

I. Relation between the subject above and Article 19 of the Japanese Peace Treaty.

1. It is groundless to conclude that "Japanese territory" provided in Article 19 (a) covers The Okinawa area. Accordingly it is not correct to apply Art. 19 (a) to the subject above to argue the claims of Okinawan people and the responsibility of Japanese Government.

With regard to the claims in Okinawa which corresponds to the claims provided in Art. 19, it is not right to interpret that any decision on international law has been made by the Peace Treaty on those of both Japan and Japanese nationals.

As far as Amami is concerned, this point was made clear for the first time by the Agreement between Japan and U.S.A concerning the Amami Islands, however, the case with Okinawa is in different status.

(1) Reason by grammatical interpretation.

By Art. 3 of the Peace Treaty, Okinawa is discriminated from the area where ordinary administering authority of Japan is exercised, and also from the area provided in Art. 2. In other words, Okinawa is set forth on international law as a entirely new and special area.

Accordingly it would be premature to conclude that Okinawa is included

in an area which is called with the expression of Japanese territory by conventional international sense.

It must be noted that where the area of Art. 3 is expressed in the Treaty with special consciousness, an expression "the areas provided in Art. 2 and 3" is especially made, as in Art. 4 (b).

It would also be incorrect, as may be shown in Art 1 (b) and Art. 4 (c), to interpret all the terms of area in Japanese Peace Treaty such as "Japan" or "Japanese territory" as those just prior to the conclusion of the treaty.

It is unjustifiable as well to understand that the terms of area stipulated in the Treaty with the expression of "Japan" or "Japanese territory" mean the Japanese territory just before the conclusion of the Treaty which covers the areas of Art. 2 and 3, and to insist to apply Art. 2 or 3 in duplication. For example:

(a) At the present time the terminal facilities of the submarine cable in Okinawa belongs to Okinawa. Provided the fact means that Okinawa has ownership of it and in reasonable conditions under the Treaty, it can only be understood by the application of Art. 4 (c) of the Treaty.

In this case, it would be interpreted that "the detached territory" provided in Art. 4 (c) anticipates the area of Art. 3. If so, the expression "Japanese" in "the Japanese terminal (facilities)" of Art. 4 (c) would have been used in clear recognition that it does not cover the area of Art. 3.

(b) It has never been heard that any of facilities occupied by the U.S. Occupation Forces in Okinawa was returned to Japanese Government within 90 days of effectuation of Japanese Peace Treaty. If we consider by including the area of Art. 3 in the expression

"Japanese territory" provided in Art. 6 (a), it can be recognized that where Art. 3 is applied in duplication in applying Art. 6 (c), the exercise of administering authority over the area is to be excluded, consequently making impossible in fact or legally the mutual agreement between the Governments of Japan and the United States. However, Art. 6 (c) provides that the occupied facilities by Occupation Forces "must be returned to Japanese Government within 90 days unless other arrangements are made by mutual agreement", and it should not be read as that the Occupation forces are not obliged to return them within 90 days if arrangements have not been made because of impossibility of agreement.

In other words, it should be interpreted that they must be returned to, even if arrangements have not been made. Moreover, it would be unjustifiable to regard the right of the United States to exercise the powers of administration, legislation and jurisdiction provided in Art. 3 as an exclusion of obligation to return the facilities, which is set forth in Art. 6 (c).

Because the right of the United States to exercise powers above is an ordinary administering authority which is to be exercised under the restrictions of international law, accordingly is subject to the obligation under international law. Whereas, the obligation to return facilities according to Art. 6 (c) is the one under international law, which is provided in the Treaty.

And, if we interpret that Art. 6 (c) stipulates only about Japanese mainland which from the beginning was put under the indirect Military government, the interpretation may meet the will of the planner of the treaty, although it has no positive ground. If so, however, it would be natural and also comply with the planner's

will to interpret that "Japanese territory" set forth in Art. 6 (a) as well does not cover the area of Art. 3. Accordingly the fact that the U.S. armed Forces are stationed in Okinawa despite Japan - U.S. Security Treaty is not effective over those islands can be explained most simply, clearly and reasonably by only Art. 3.

(c) As to properties of Allied Powers and their national in Okinawa, Japan has never been requested not only for their return but also for compensation for them, and it has neither been reported that Japan has violated the Treaty.

It can be recognised that the return of properties becomes impossible in fact or legally by duplicate application of Art. 3, if the expression "Japan" in Art. 15 (a) is interpreted to cover Okinawa. Nevertheless we can not agree with the interpretation that obligation for reparations in place of the return of facilities set forth in the last part of Art. 15 (a) is released by provision of Art. 3, even if duplicate application is made with Art. 3. In short, there is no other way to interpret the fact stated above as reasonable than to understand "Japan" in Art. 15 (a) does not cover Okinawa.

(d) We find theoretical and logical contradictions, as to be referred to in (2) and (3), in including the area of Art. 3 in "the Japanese territory" of Art. 19. It is the same to include Korean nationals in "Japanese Nationals" of the said article (paragraph).

After all, there seems to be no universality in interpretation that includes the area of Art. 3 in area in the Peace Treaty which is expressed by "Japan" or "Japanese territory". On the contrary, the current situation can be explained through natural,

smooth, Universal and consistent interpretation when "the Japanese territory" in Art. 19 (a) does not include the area of Art. 3. The way of interpretation that is not universal, which admits two kinds of meaning, broad and narrow, in expression of "Japan" or "Japanese territory" in Peace Treaty needs a definite logic which is apart from policy in deciding the meaning each time. Otherwise, it does not constitute the interpretation of law. Therefore a special, logical reason that is definite must be prepared in trying such an interpretation, especially in including the area of Art. 3 only in the case of Art. 19. However, there is no logical reason which demands such a conclusion. Accordingly such an interpretation can not hold good as a precise way of interpretation of law.

By reasons above, it is proper to understand that the "Japanese territory" set forth in Art. 19 (a) does not cover the area of Art. 3 from the view-point of grammatical interpretation.

(2) Reason by reasonable interpretation.

A Peace Treaty is concluded by reasonable agreement of the countries concerned. Therefore, the objects of waiver provided in Art. 19 of the Peace Treaty should be, we are obliged to interpret, confined to those of which substance and details Japan could recognize at the time of conclusion. However, the claims of Okinawan people which was caused by actions of the United States military forces in Okinawa such as the title subject of this paper wholly lack the above-said conditions at the time of conclusion of the Peace Treaty and even at present time as well. Accordingly Art. 19 is not applicable to Okinawa by reasonable interpretation.

(3) Reason by logical interpretation.

By considering both The Peace Treaty and the Amami Agreement, we can give a rational interpretation.

Art. 4 (1) Amami Agreement, sets forth similar contents to those of Art. 19 of the Peace Treaty, and despite of some difference in expressions between them, the Agreement has no words to state that it is a special agreement or revised agreement of the Peace Treaty. Therefore it should be interpreted that the provision of Art. 19 is not applied to Amami. On the other hand, in Art. 3 of the Peace Treaty Okinawa and Amami are equally treated, which consequently leads to the logical interpretation that Art. 19 is not applied to Okinawa.

(4) Reason by legislator's will.

Looking back upon the wills of legislators who had engaged in drafting the Peace Treaty and the Amami Agreement, Art. 19 of the Peace Treaty is not applied to Okinawa by the following facts.

- (a) In drawing up Art. 19, the legislators had no positive recognition that Okinawa was covered under "Japanese territory".
- (b) With regard to dealing with claims against the U.S. Occupation Forces in Amami, the officials concerned of both countries had a recognition that those claims were dealt with definitely and for the first time by Art. 4 (1) of the Amami Agreement, and the view is unchanged still now. The recognition has never been made that those claims had already been dealt with according to Art. 19 of the Peace Treaty.
- (c) Upon conclusion of the Amami Agreement, the officials concerned of both countries held the same opinion that when Okinawa is returned to Japan, a provision corresponding to Art. 4 (1) of the Amami Agreement becomes necessary.

2. While it is not correct by the foregoing view 1 to construe Art. 19 (a) of the Peace Treaty as to be applied to Okinawa, we want to throw lights on the interpretation of the same article (paragraph) based on the assertion that "Japanese territory" of Art. 19 (a) of the Peace Treaty specially covers Okinawa as follows:

- (1) The waiver by Japan of claims of "its nationals" against the Allied Powers and their nationals means only the promise by Japanese Government that even if the Allied Powers disavow by their sovereignty the claims that Japanese nationals have against the Allied Powers and their nationals, Japanese Government does not call to account on international law against the Allied Powers on their disavowal, and it does not mean that Japanese Government, on behalf of Okinawan people, waived the claims of them.
- (2) When Japanese nationals were put under the sovereignty of a foreign country, they anyhow are compelled to obey it as the sovereignty is absolute. However, it is a principle on international law that if the sovereignty of a foreign country was exercised against the rules on international law, Japanese Government, apart from Japanese nationals, could call to account on international law against that foreign country.

Japan has waived this authority on international law against the Allied Powers in Art. 19.

This authority originates in the event that the private rights of Japanese nationals were infringed by a foreign country, the infringement being a cause. But it is different from the infringed rights which belong to Japanese nationals. This authority belongs to the state and not to the private individuals who were infringed. The

interests that are protected by this authority are those of the state itself, and not of the individuals who were infringed. The state's interests infringed, because they are valued from the standpoint of state itself do not necessarily correspond to the valuation of subjective interests of individuals concerned. The decision whether the state exercise this authority or not should be made by the state itself and not by the individuals concerned. Hence, the authority of the state to be waived by Art. 19 can not be confused with the rights of Japanese nationals themselves.

- (3) While the provision of Art. 19 (a) of the Peace Treaty, being a treaty, is effective as an international law, it has, at the same time, been passed by the Diet. It is a established opinion of the Japanese Government that the treaty becomes effective as a civil law by the approval of the Diet. Accordingly Art. 19 (a) of the Peace Treaty is effective in formality as a civil law.

However, Art. 19 (a) stipulates neither the lapse of claims of Japanese nationals nor the acquisition of claims of Japanese nationals by Japanese Government.

Accordingly it does not affect the claims of Japanese nationals, consequently its effect on civil law having no substantial contents. It is impossible to interpret that the claims of Japanese nationals have been waived by effect on civil law of Art. 19 (a).

- (4) Looking over the effect of the provision of Art. 19 as an international law, it is a common opinion to maintain that individual persons can not be the subject of right and obligation on international law. Although the minority views insist that individuals can be the subject of right and obligation, any of them does not point out the logical contradiction of the common opinion.

Prof. Yokota's view, one of the minority views, insists that "the relation between individuals and international law is a problem of legal cognition. It is a problem how to understand and explain the legal fact given." Accordingly it is impossible to extract by this minority view a point whether there is a possibility that the rights of Japanese individuals have been waived under Art. 19. Conversely, it is an insistency of this view that only when the waiver of rights of individuals under Art. 19 was recognized as a legal fact, the individuals can be understood as the subject of obligation in international law. Another minority view represented by Prof. Taoka's maintains that the subjectivity of individuals in international law can be recognized only when a express provision of treaty or a established international custom sets forth definitely that individuals are subject to direct restrictions of international law. For example, Art. 298 (Annex (2)) of Versailles Peace Treaty, a corresponding provision to Art. 19 of the Japanese Peace Treaty, which provides the waiver of claims of German nationals definitely sets forth that "Germany or German nationals can not claim or institute a suit." According to this minority view, German nationals are meant that they lost their claims under this provision. However, Art. 19 uses the expression "Japan waives.....", regarding Japan as the subject of obligation. Accordingly, unlike the case of Germany under the Versailles Treaty, there is no grounds, even in Taoka's view, to interpret that claims of Japanese nationals themselves are restricted.

- (5) Art 76 (1) of the Italian Peace Treaty, which corresponds to Art. 19, provides that "Italy waives on behalf of the Italian Government or Italian nationals.....".

According to majority views, this provision too is only considered to be interpreted that Italy waives its diplomatic claims, or owes an obligation in international law to take a domestic action necessary for waiver of its nationals' claims to other party countries. On the other hand, admitting Italian nationals can be the subject of right and obligation in international law according to the recent minority views, it is doubtful whether the expression "on behalf of Italian nationals" can be interpreted as an express provision indicating that Italian nationals directly owe a obligation. Even if we interpret this point in the affirmative that Italian nationals have waived claims directly under the article above, Art. 19 has not the expression "on behalf of Japan or Japanese nationals." Therefore, it seems to be a question whether we should interpret claims of Japanese nationals as waived according to analogical construction or as not waived unlike Italian nationals according to antagonistic construction. But on this question, Art. 76 (2) provides for the definite construction of the preceding paragraph (1) of the same article as follows:

"The provisions of this Article shall bar, completely and finally, all claims of the nature referred to herein, which will be hence forward extinguished, whoever may be the parties in interest. The Italian Government agrees to make equitable compensation in lire to persons who furnished supplies or services on requisition to the forces of Allied or Associated Powers in Italian territory and in satisfaction of non-combat damage claims against the forces of Allied or Associated Powers arising in Italian territory".

However, the provisions corresponding to those of Art. 76 of the Italian Peace Treaty which provides two important matters as shown

above were consciously eliminated in drawing up Art. 19. Thereby, no room is left for interpretation of Art. 19 of the Japanese Peace Treaty on the analogy of Art. 76 of the Italian Peace Treaty. Accordingly even if a minority view regarding individuals can be the subject of obligation in international law was based on, there is no ground as well for interpretation that right and obligation of Japanese nationals have been waived under Art. 19. In this case, it is a fact which can not be overlooked that Art. 19 of the Japanese Peace Treaty not only has not provided the similar stipulation to the latter part of Art. 76 (2) of the Italian Peace Treaty which prescribes a compensation obligation of the Italian Government, but also not provided for the constructional prescription of the former part of the same Art. 76 (2), together with that the words "on behalf of Japanese nationals" were not inserted in Art. 19 (a).

(6) Despite of the existence of Art. 19, the claims of Japanese nationals themselves really exist. However, how the claims would be treated is, apart from the responsibility for the principles of Universal Declaration of Human Rights and the like, in international law, left to the discretion of other party countries by their domestic actions.

II. Concerning the title subject, Japanese Government does not owe the responsibility for legal compensation.

1. It is interpreted as incorrect to apply Art. 19 of the Peace Treaty to this subject. Even if this question was taken up in line with the assertion that Okinawa area is included in Japanese territory as far as Art 19 (a) is concerned, what was waived under Art. 19 by Japanese Government was only the diplomatic function to exercise its right against the United States, and not the claims of Okinawan people

themselves, as mentioned in I. 2. Consequently the private rights of Okinawan people have neither been requisitioned, nor transferred, nor extinguished.

On the other hand, the Constitution of Japan, in Art. 29 (3), stipulates, with regard to compensation by the government, as follows: "A private property may be taken for public use upon just compensation therefore". It means that Japanese Government has to, in case of its requisition, transfer and extinguishment of the right of property of its nationals under its sovereignty, make due compensation for it. So, granting to take the stand to admit the application of Art. 19 (a) concerning the title subject, the waiver of Japan's right to the foreign countries does not come under Art. 29 (3) of the Constitution of Japan. Therefore the constitutional responsibility, to make compensation concerning the title subject has not arisen with the Japanese Government.

2. Even if we considered, apart from Art. 19 (a), on the responsibility of compensation of the Japanese Government under the provision of the Constitution of Japan, there must be the facts of infringement of the private rights in Okinawa caused by legal act of the Japanese Government, for Japan to bear the responsibility for compensation. Yet Japanese Government has never been admitted any administering power and responsibility over Okinawa since the end of the war. In this respect, Okinawa differs fundamentally from Japan proper. Therefore, legally speaking, such a responsibility as has been assumed in Japan proper has not arisen in Okinawa with the Japanese Government.

3. Art. 29 (1) of the Constitution of Japan provides that "the right to own or to hold property is inviolable". When considered in connection with this provision, though it is not originally related to the government responsibility for compensation, even if based on the assertion that Art. 19 (a) is applied to the title subject, the action of Art. 19 (a) does not come under Art. 29 (1) of the Constitution of Japan, because what was waived by the Japanese Government was the right of Japan itself in international law, and not the private rights of property themselves of Japanese nationals.

III. Okinawan people still retain the claims to the United States.

1. While it is not correct to apply Art. 19 in connection with the subject, as stated above, even when considered on the basis of the contention that as far as Japanese territory provided in Art. 19 (a) is concerned, the Okinawa area is included in it, the recognition made by the Japanese Government to the Allied Powers of the waiver of claims of Japanese nationals against the Allied Powers and their nationals according to Art. 19 (a) only means that even if the Allied Powers disavowed the claims which Japanese nationals have to the Allied Powers and their nationals in accordance with the civil laws of those countries, the Japanese Government does not call to account, from the point of international law, to the Allied Powers for their disavowal.
2. Needless to say that the Japanese Government waived its claims according to Art 19 (a) of the Peace Treaty, the same Article provides for, as mentioned in the foregoing, neither extinguishment of the claims of Japanese nationals nor requisition of the claims of Japanese nationals by the Japanese Government. Consequently the

Article does not affect the claims of Japanese nationals. Therefore, granting that Art. 19 (a) is applied to Okinawa, the claims of Okinawan people themselves still exist today. Although this view is in complete opposition to such opinions as the testimony of Maj.gen. William F. Marquat made before a House Armed Services Committee in June 1955, the recommendation of the Hon. Melvin Price made in April 1956 and the reply of Deputy Governor, of USCAR to chief executive of GRI of August 1956, these views of the United States side merely represent those of Defense Department and House Armed Services Committee.

3. There is a fact that G.H.Q. Far East Command directed in its directive to Commanding General, Ryukyus Command, of 30 April 1952 to establish a counterpart fund which is obtained from the sales of CARIOA supplies and to pay rent for private property of Okinawan people prior to 1 July 1950 from the fund, as one of functions of the fund. The fund, however, has not yet been disbursed for this purpose to date.
4. USCAR Ordinance No. 105 issued on 23 March 1953 provides for payment of rent for the period 1 July 1950 to 27 April 1952. The payment was actually made and a total sum of 125,356,046.80 B Yen was deposited with the Government of Ryukyu Islands. Moreover it was revealed in a joint conference of the U.S. and Okinawan officials held on 3 June 1952 that appraisal of rent is based on at 6 % annually of the ruling price at the times to start use of the land.
5. The Agreement between Japan and the United States of America concerning the Amami Islands dated 24 December 1953 provides in its Art. 4 (1) for a similar clause to Art. 19 (a) of the Peace Treaty and at the same time an insertion was made unconditionally by request of

Japanese Finance Ministry and with instruction of the U.S. Government, which reads: "The foregoing waiver does not, however, include any Japanese claims specifically recognized in the laws of the United States of America or the laws of the Ryukyu Islands (Nansei Shoto) enacted since September 2, 1945."

6. Japanese nationals living in the United States (so-called the first generation) do not possess American citizenship and are clearly governed by the former part of Art. 19 (a), yet the claims of them of this kind are gradually being granted.
- IV. The United States Government is responsible for payment legally, administratively.
1. The United States, as an administering authority over the Okinawan area and its people, is responsible for maintenance and improvement of welfare of the people during occupation and after the conclusion of peace as well.
 2. Amendment 5 of the Constitution of the United States provides, "nor shall private property be taken for public use without just compensation". and Amendment 14 provides, "nor shall any state deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law".
 3. Regulations concerning the laws and customs of land warfare stipulate to the effect that private properties of the people are, even in a period of military occupation, inviolable. Art. 46 (2) of the Regulations reads, "Private property can not be confiscated", and Art. 43 reads "The authority of the legitimate power having in fact passed into the hands of the occupant, the latter shall take all the measures in his power to restore, and ensure, as far as possible,

public order and safety, while respecting, unless absolutely prevented, the laws in force in the country". This treaty happened to be ineffective formally during the World War II, but the principle of it is not meant to be denied as a principle of international law.

In fact, the Price Report admitted that the United States Occupation Forces intended to administer in accordance with the rules of land warfare, so there is no point for the United States to be regarded as insisting that claims of Okinawan people had not existed from the beginning.

4. Pertaining to the relation between Art. 19 (a) and the subject, even if the consideration was made in line with the assertion that the same Article can be applied to the subject, what was waived by the Article is only the authority of the Japanese Government to exercise the diplomatic rights to the United States, and the Article does not affect the rights of Okinawan people to lay claims on the United States. Accordingly the status of the Okinawan people themselves, in putting in their claims, has been unchanged whether it is before or after the enforcement of Art. 19. It is a problem within the hands of administering power of the United States to deal with such claims and the United States is able to, in international law, do it on its own responsibility. It, therefore, is a problem belonging entirely to the responsibility of the United States.

5. To give a proper solution to the Okinawan people concerning the subject on the basis of several points stated in the foregoing 1 - 4 is a responsibility of the United States Government as its internal affairs and also is an international responsibility based on generally established international principles pertaining to the exercise of

sovereignty concerning the treatment of private rights which are set forth in the Regulations of Land Warfare, the Universal Declaration of Human Rights, Charter of the United Nations (Chapter 11, 12: Provisions concerning administering authority in non-self-governing territories and trust territories) and so on. This responsibility is, if the meaning of the international law is interpreted broadly, able to be called a legal responsibility in international law.

6. As the claims of Okinawan people are not extinguished under Art. 19 (a) even after the coming into force of the Peace Treaty, the United States Government is legally responsible for payment of such amount that Okinawan people is to-day demanding according to their claims, if its details are reasonable, although the Japanese Government can not confirm the reasonableness of its details due to lack of means to investigate.

講和発効前の米軍使用による土地等の損失補償問題
【参 照 条 文】

目 次	頁
1 日本国との平和条約 第1条、第2条、第3条、第4条、 第6条、第14条、第15条、第19条	
2 昭和21年1月29日司令部覚書.....1 昭和21年3月22日付.....3 昭和26年12月5日付.....4	
3 奄美群島に関する日本国とアメリカ 合衆国との間の協定.....5	
4 郵便法.....6 第13条	
5 ベルサイユ平和条約.....7 第298条	
6 イタリア平和条約.....8 第76条	
7 憲法.....9 第29条	
8 ヘーグ陸戦法規.....10 第43条、第46条、第52条、第55条	
9 人権に関する世界宣言.....11 第17条	
10 国際連合憲章.....11 第73条~第86条	

日本国との平和条約

第1条

- (b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第2条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす1947年4月2日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいづれの部分に対する権利若しくは権原

又はいづれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条

日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孺婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第4条

- (b) 日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。
- (c) 日本国とこの条約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる^(電線の)半分を保有し、分離される領

域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

第6条

- (a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後90日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐屯又は駐留を妨げるものではない。
- (b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する1945年7月26日のポツダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、実行されるものとする。
- (c) まだ代価が支払われていないすべての日本財産で占領軍の使用に供され、且つ、この条約の効力発生の時に占領軍が占有しているものは、相互の合意によつて別段の取極が行われないう限り、前記の90日以内に日本国政府に返還しなければならない。

第14条

- (a) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとするれば、日本国の資源は、日本

国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには、現在充分でないことが承認される。

よつて、

- 1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。
- 2 (a) 次の (II) の規定を前保して、各連合国は、次に掲げるもののすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。
 - (a) 日本国及び日本国民
 - (b) 日本国又は日本国民の代理者又は代行者 並びに

(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体
の(I)に明記する財産、権利及び利益は、現に、封鎖さ
れ、若しくは所屬を変じており又は連合国の敵産管理当
局の占有若しくは管理に係るもので、これらの財産が当
該当局の管理の下におかれた時に前記の(a)、(b)又は(c)に
掲げるいずれかの人は又は団体に属し、又はこれらのため
に保有され、若しくは管理されていたものを含む。

(II) 次のものは、前記の(I)に明記する権利から除く。

(i) 日本国が占領した領域以外の連合国の一国の領域に当
該政府の許可を得て戦争中に居住した日本の自然人の財
産。但し、戦争中に制限を課され、且つ、この条約の最
初の効力発生の日にこの制限を解除されない財産を除く。

(ii) 日本国政府が所有し、且つ、外交目的又は領事目的に
使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国
の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具
及び用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外
交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつたもの

(iii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もつぱら
宗教又は慈善の目的に使用した財産

(iv) 関係国と日本国との間における1945年9月2日

後の貿易及び金融の關係の再開の結果として日本国の管
轄内にはいつた財産、権利及び利益。但し、当該連合国
の法律に反する取引から生じたものを除く。

(V) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有
体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律
に基づいて組織された企業に関する利益又はこれらについ
ての証書。但し、この例外は、日本国の通貨で表示され
た日本国及びその国民の債務にのみ適用する。

(III) 前記の例外(i)から(V)までに掲げる財産はその保存及び
管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件
として、返還しなければならない。これらの財産が清算さ
れているときは、代りに売得金を返還しなければならない。

(IV) 前記の(i)に規定する日本財産を差し押え、留置し、清算
し、その他何らかの方法で処分する権利は、当該連合国の
法律に従つて行使され、所有者は、これらの法律によつて
与えられる権利のみを有する。

(VI) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を
各国の一般的慣習が許す限り日本国に有利に取り扱うこと
に同意する。

(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国の

すべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

第15条

- (a) この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後9箇月以内に申請があつたときは、日本国は、申請の日から6箇月以内に、日本国にある各連合国及びその国民の有体財産及び無体財産並びに種類のいかなを問はずすべての権利又は利益で、1941年12月7日から1945年9月2日までの間のいずれかの時に日本国内にあつたものを返還する。但し、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りでない。この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなければならない。所有者により若しくは所有者のために又は所有者の政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。この財産が1941年12月7日に日本国に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が1951年7月13日に決定した連合国財産補償法案の定める条件よ

りも不利でない条件で補償される。

第19条

- (a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

昭和21年1月29日司令部覚書

(1) 若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに
関する覚書連合軍最高司令官総司令部

(1946年1月29日)

1. 日本国外のすべての地域に対し、またその地域内にある政府役
人雇用員その他すべての者に対して政治上又は行政上の権力を行
使すること及び行使しようとするものはすべて停止するよう日
本政府に指令する。

2. 日本帝国政府は認可されている船舶の運航、通信、気象関係の
常軌の作業を除き当司令部から認可のない限り日本国外の政府の
役人、雇用人その他すべての者との間に目的のいかんを問わず通
信を行うことは出来ない。

3. この指令の目的から日本という場合は次の定義による日本の範
囲に含まれる地域として

日本の4主要島嶼(北海道、本州、四国、九州)と対島諸島北
緯30度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約

1000の隣接小島嶼

日本の範囲から除かれる地域として

A 鬱陵島、竹島、濟州島、 B 北緯30度以南の琉球
(南西)列島(口之島を含む)伊豆、南方、小笠原、硫

黄群島及び大東群島、沖の鳥島、南鳥島、中の鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島、C. 千島列島、齒舞群島（水島、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）色丹島

4. さらに日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外せられる地域は次のとおりである。

A. 1914年の世界大戦以来日本が委任統治その他の方法で奪取又は占領した全太平洋諸島、B. 満州、台湾、澎湖列島、C. 朝鮮及び D. 樺太

5. この指令にある日本の定義は特に指定する場合以外今後当司令部から発せられるすべての指令、覚書又は命令に適用せられる。

6. この指令中の条項は何れもポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。

7. 日本帝国政府は日本国内の政府機関にしてこの指令の定義による日本国外の地域に関する機能を有するすべてのものの報告を調整して当司令部に提出することを要する。この報告は関係各機関の機能、組織及び職員の状態を含まなくてはならない。

8. 右第7項に述べられた機関に関する報告はすべてこれを保存しいつでも当司令部の検閲を受けられるようにしておくことを要する。

(2) 若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する件

(1946年3月22日付)

1. 参 照

a. 1946年1月29日付日本政府あて覚書、AGO91、GS(SCAPIN677)「若干の外かく地域を政治上行政上日本から分離することに関する件」

b. 1946年2月26日付日本政府よりの覚書C、L、O、918(1、1)「伊豆諸島の地位に関する情報の要求に関する件」

2. 参照aの第3項を修正して、伊豆諸島、壱婦岩を含む北の南方諸島は当該指令の目的のため日本と定義される地域の中に包含される。

3. 日本政府は、連合国最高司令官の権限の下に、これらの島嶼に対する政治上及び行政上の管轄権を回復することを指令される。

4. この指令中の条項は、いずれもポツダム宣言の第8条にある小島の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。

(3) 若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離すること
に関する件

(1951年12月5日付)

1 参 照

a 1946年1月29日付日本政府あて覚書、AGO91
(1946年1月29日)GS(SCAPIN677)、し若
干の外かく地域を政治上行政上日本から分離することに関する
件1

b 1946年3月22日付日本政府あて覚書、AGO91
(1946年3月22日)GS(SCAPIN841)、し若
干の外かく地域を政治上行政上日本から分離することに関する
件1

2 参照bによつて修正された参照aの第3項を更に修正して北緯
29度以北の琉球(南西)諸島は、当該指令の目的のため日本と
定義される地域の中に包含されるものとする。

3 日本政府は、連合国最高司令官の権限の下に、これらの島嶼に
対する政治上及び行政上の管轄権を回復することを指令される。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間
の協定

昭和28年12月24日国会承認

同年 同月 同日東京で署名

同年 同月 25日効力発生

同年 同月 同日公布

第4条

1 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために
執られた行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びに
南西諸島の現地当局及びその前身たる機関に対する日本国及
びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、アメリカ合衆
国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべ
ての請求権で、1953年12月25日前に、奄美群島で生
じ、又は奄美群島に影響を有するものを放棄する。但し、前
記の放棄には、1945年9月2日以後制定されたアメリカ
合衆国の法令又は南西諸島の現地法令で特に認められた日本
人の請求権の放棄を含まない。

2 日本国は、占領期間中及び奄美群島の軍政府又は合衆国民
政府の期間中に占領当局、軍政府又は合衆国民政府の指令に
基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の法令によ

つて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、合衆
国国民又は南西諸島の居住者をこれらの作為又は不作為から生
ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動も執らないものと
する。

○郵便法 (昭和22.12.12)
法 165

施行 昭和23.1.1(附則)

改正 昭和23法85・法104、昭和24
法36・法161・法284、昭和
26法128・法200・法254、
昭和27法251・法284・法301、
昭和28法50

第13条(郵便に関する条約)

- ① 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。
- ② 外国郵便に関する料金及び損害賠償金額は、条約に規定する
料金及び損害賠償金額を超えない範囲において、郵政大臣が、
省令でこれを定める。

ベルサイユ平和条約

第298条 [連合国等の国民の回収財産等の均等取扱]

独逸国ハ同盟及聯合國ノ国民(其ノ国民ノ利害關係ヲ有スル会社
及組合ヲ含ム)ノ財産、権利及利益ニシテ前条ノ(イ)号又ハ(ウ)号ニ依
リ回収セラレタルモノニ関シ左ノ措置ヲ為スコトヲ約ス

- (イ) 本条約ニ明文アル場合ヲ除クノ外同盟国又ハ聯合國ノ国民ニ
屬スル財産、権利及利益ハ戦前施行ノ法令ノ下ニ独逸国民カ其
ノ財産、権利及利益ニ関シ有スル其ノ法律上ノ地位ニ於テ之ヲ
回復維持スヘキコト
- (ウ) 同盟国又ハ聯合國ノ国民ノ財産、権利又ハ利益ニ対シテハ独
逸国民ノ財産、権利又ハ利益ニ対シ均シク適用スルニ非サレハ
財産權ヲ侵害スヘキ措置ヲ執ラサルヘキコト及此ノ種ノ措置ヲ
執ル場合ニ於テハ適當ノ賠償ヲ為スヘキコト

附属書

2、[「ドイツ」国民の財産等につき戦時中連合国等が
なした措置等に対する請求権又は訴権の否認]

独逸国民ノ財産、権利又ハ利益ニ関シ戦時中又ハ戦時準備ノ為行
ハレタル一切ノ作為又ハ不作為ニ付独逸国又ハ独逸国民ハ其ノ何レ
ノ地ニ居住スルヲ問ハス同盟国若ハ聯合國ヲ相手方トシ又ハ其ノ行
政官庁若ハ司法官憲ノ為ニ又ハ其ノ命令ノ下ニ行動シタル者ヲ相手

方トシテ請求又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス又同盟国又ハ聯合國ノ
戦時非常措置、法令若ハ規則ノ下ニ又ハ之ニ従ヒ為シタル一切ノ作
為及不作為ニ付何人ニ對シテモ請求又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

イタリア平和条約

第76条

1 イタリア国は、直接戦争から生じたか、又は、当該同盟若し
くは連合国が1939年9月1日にイタリア国と戦争状態に在
つたと否とにかかわらずヨーロッパにおける戦争状態の存在に
よつて右期日の後に執られた行動から生じた同盟及び連合国に
對するいかなる種類の請求権をもイタリア国政府又はイタリア
国民のために左のものを含んで一切放棄する。

(イ) 同盟又は連合国の軍隊又は官憲の行為の結果として被つた
損失又は損害に対する請求権。

(ロ) 同盟又は連合国の軍隊又は官憲のイタリア国の領域におけ
る存在、作戦又は行動から生じた請求権。

(ハ) 同盟又は連合国の捕獲審検所の判決又は命令に関する請求
権。イタリア国は、イタリア国の船舶、イタリア国の貨物又は
費用の支払に関する1939年9月1日以後の右捕獲審検
所の一切の判決及び命令を有効であり、且つ、拘束力のある

ものとして受諾することに同意する。

(ニ) 交戦権の行使又は交戦権行使の目的をもつて執られた措
置から生じた請求権。

2 この条の規定は、ここに掲げられている種類の一切の請求
権を完全且つ最終的に打ち切る。この請求権は、利害関係者
が何人であるかを問わず今後これを消滅させる。イタリア国
政府は、イタリア国領域に在る同盟又は連合国の軍隊に徴発
に基づき需品又は役務を提供した者に対し、及び、イタリア
国の領域において生じた同盟又は連合国軍隊に対する戰鬥に
因らない損害の賠償請求を充たすため、リラ貨をもつて衡平
な補償をすることに同意する。

憲法

第29条〔財産権〕

① 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこ
れを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひ
ることができる。

ヘーグ陸戦法規

第43条 国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶
対的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩
序及生活回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ

第46条 家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及
其ノ遵行ハ之ヲ尊重スヘシ

私有財産ハ之ヲ没収スルコトヲ得ス

第52条 現品徴發及課役ハ占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレハ市
区町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス徴發及課役ハ地

方ノ資力ニ相応シ且人民ヲシテ其ノ本国ニ対スル作戰動作ニ加ル
ノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタルコトヲ要ス

右徴發及課役ハ占領地ニ於ケル指揮官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之
ヲ要求スルコトヲ得ス

現品ノ供給ニ対シテハ成ルヘク即金ニテ支払ヒ然ラサレハ領收証
ヲ以テ之ヲ証明スヘク速ニ之ニ対スル金額ノ支払ヲ履行スヘキモ
ノトス

第55条 占領国ハ敵国ニ属シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、
森林及農場ニ付テハ其ノ管理者及用益権者タルニ過キサルモノナ
リト考慮シ右財産ノ基本ヲ保護シ且用益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管
理スヘシ

人権に関する世界宣言

第17条

① 何人も、単独で及び他の者と共同して財産を所有する権利
を有する。

② 何人も、その財産をほしいままに奪われることはない。

国際連合憲章

第11章 非自治地域に関する宣言

第73条

人民がまだ完全には自治を行うに至つていない地域の施政を
行う責任を有し、又は引き受ける国際連合加盟国は、この地域
の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、且つ、
この地域の住民の福祉をこの憲章の確立する国際の平和及び安
全の制度内で最高度まで増進する義務並びにそのために次のこ
とを行う義務を神聖な信託として受諾する。

a 関係人民の文化を十分に尊重して、この人民の政治的、経
済的、社会的及び教育的進歩、公正な待遇並びに虐待からの
保護を確保すること。

b 各地域及びその人民の特殊事情並びに人民の進歩の異なる
段階に応じて、自治を発達させ、人民の政治的願望に妥当な

考慮を払い、且つ、人民の自由な政治制度の漸進的発達について人民を援助すること。

- c. 国際の平和及び安全を増進すること。
- d. 本条に掲げる社会的、経済的及び科学的目的を実際に達成するために、建設的な発展措置を促進し、研究を奨励し、且つ、相互に及び適当な場合には専門国際団体と協力すること。
- e. 第1.2章及び第1.3章の適用を受ける地域を除く外、前記の加盟国がそれぞれ責任を負う地域における経済的、社会的及び教育的状態に関する専門的性質の統計その他の資料を、安全保障及び憲法上の考慮から必要な制限に従うことを条件として、情報用として事務総長に定期的に送付すること。

第7.4条

国際連合加盟国は、また、本章の適用を受ける地域に関するその政策を、その本土に関する政策と同様に、世界の他の地域の利益及び福祉に妥当な考慮を払つた上で、社会的、経済的及び商業的事項に関して善隣主義の一般原則に基かせなければならないことに同意する。

第1.2章 国際信託統治制度

第7.5条

国際連合は、その権威の下に、国際信託統治制度を設ける。

この制度は、今後の個々の協定によつてこの制度の下におかれる地域の施政及び監督を目的とする。この地域は、以下信託統治地域という。

第7.6条

信託統治制度の基本目的は、この憲章の第1条に掲げる国際連合の目的に従つて、次のとおりとする。

- a. 国際の平和及び安全を増進すること。
- b. 信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩を促進すること。各地域及びその人民の特殊事情並びに関係人民が自由に表明する願望に適合するように、且つ、各信託統治協定の条項が規定するところに従つて、自治又は独立に向つての住民の漸進的発達を促進すること。
- c. 人権、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように奨励し、且つ、世界の人民の相互依存の認識を助長すること。
- d. 前記の目的の達成を妨げることなく、且つ、第8.0条の規定を留保して、すべての国際連合加盟国及びその国民のために社

会的、経済的及び商業的事項について平等の待遇を確保し、また、その国民のために司法上で平等の待遇を確保すること。

第77条

① 信託統治制度は、次の種類の地域で信託統治協定によつてこの制度の下におかれるものに適用する。

- a 現に委任統治の下にある地域
- b 第二次世界戦争の結果として敵国から分離される地域
- c 施政について責任を負う国によつて自発的にこの制度の下におかれる地域

② 前記の種類のうちいずれの地域がいかなる条件で信託統治制度の下におかれるかについては、今後の協定で定める。

第78条

国際連合加盟国間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となつた地域には適用しない。

第79条

信託統治制度の下におかれる各地域に関する信託統治の条項はいかなる変更又は改正も含めて、直接関係国によつて、協定され、且つ、第83条及び第85条に規定するところ従つて承認されなければならない。この直接関係国は、国際連合加盟国の委任統治の下にある地域の場合には、受任国を含む。

第80条

① 第77条、第79条及び第81条に基いて締結され、各地域を信託統治制度の下におく個々の信託統治協定において協定されることを除き、また、このような協定が締結される時まで、本章の規定は、いずれの国又はいずれの人民のいかなる権利をも、また、国際連合加盟国がそれぞれ当事国となつている現存の国際文書の条項をも、直接又は間接にどのようにも変更するものと解釈してはならない。

② 本条①は、第77条に規定するところ従つて委任統治地域及びその他の地域を信託統治制度の下におくための協定の交渉及び締結の遅滞又は延期に対して、根拠を与えるものと解釈してはならない。

第81条

信託統治協定は、各場合において、信託統治地域の施政を行うについての条件を含み、且つ、信託統治地域の施政を行う当局を指定しなければならない。この当局は、以下施政権者といひ、1若しくは2以上の国又はこの機構自身であることができる。

第82条

いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信

託統治地域の一部又は全部を含む1又は2以上の戦略地区を指定することができる。但し、第43条に基づいて締結される特別協定を害してはならない。

第83条

- ① 戦略地区に関する国際連合のすべての任務は、信託統治協定の条項及びその変更又は改正の承認を含めて、安全保障理事会が行う。
- ② 第76条に掲げる基本目的は、各戦略地区の人民に適用する。
- ③ 安全保障理事会は、国際連合の信託統治制度に基づく任務で、戦略地区の政治的、経済的、社会的及び教育的事項に関するものを遂行するために、信託統治理事会の援助を利用する。但し、信託統治協定の規定には従うものとし、また、安全保障の考慮が妨げられてはならない。

第84条

信託統治地域が国際の平和及び安全の維持についてその役割を果すようにすることは、施政権者の義務である。このため、施政権者は、この点に関しては安全保障理事会に対して負う義務を履行するに当つて、また、地方的防衛並びに信託統治地域における法律及び秩序の維持のために、信託統治地域の義勇軍、

便益及び援助を利用することができる。

第85条

- ① 戦略地区として指定されないすべての地区に関する信託統治協定についての国際連合の任務は、この協定の条項及びその変更又は改正の承認を含めて、総会が行う。
- ② 総会の権威の下に行動する信託統治理事会は、前記の任務の遂行について総会を援助する。

第13章 信託統治理事会

構成

第86条

- ① 信託統治理事会は、次の国際連合加盟国で構成する。
 - a. 信託統治地域の施政を行う加盟国
 - b. 第23条に名を掲げる加盟国で信託統治地域の施政を行っていないもの
 - c. 総会によつて3年の任期で選挙されるその他の加盟国。その数は、信託統治理事会の理事国の総数を、信託統治地域の施政を行う国際連合加盟国とこれを行っていないものとの間に均分するのに必要な数とする。
- ② 信託統治理事会の各理事国は、理事会で自国を代表する特別の資格を有する者1人を指名しなければならない。

任務及び権限

第87条

総会及び、その権威の下に、信託統治理事会は、その任務の遂行に当つて次のことを行うことができる。

- a. 施政権者の提出する報告を審議すること。
- b. 請願を受理し、且つ、施政権者と協議してこれを審査すること。
- c. 施政権者と協定する時期に、それぞれの信託統治地域の定期視察を行わせること。
- d. 信託統治協定の条項に従つて、前記の行動その他の行動をとること。

第88条

信託統治理事会は、各信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩に関する質問書を作成しなければならない。また、総会の権限内にある各信託統治地域の施政権者は、この質問書に基づいて、総会に年次報告を提出しなければならない。

① 平和条約第一九条aにいう日本国領域に沖繩地域が含まれないと解することは、困難である。けだし、同条約は、その締結当時の法律状態をとらえて規定しているものと解すべきは当然であるからである。

② 沖繩住民が平和条約第一九条aにいわゆる国民に含まれないと解することは、①と同様の理由により困難である。しかし、日本国民は日本国とは別個の権利主体であるから、日本国が自己の請求権と同じように日本国民のそれを放棄することはできない。そこで平和条約第一九条aによつて日本国が連合国及びその国民に対する日本国民の請求権を放棄したということは、日本国民が連合国及びその国民に対して有する請求権を当該連合国が否認しても、日本国としては、国際法上、当該連合国に対して、右の否認についての責任を問わない旨の約束をしたものと解するのが相当である。

③ 日本国民の請求権が行使されるのは、各国の国内法の領域においてであるが、平和条約第一九条aの関係規定が②に述べたように解される以上、連合国がその国内法において右の請求権を否認しても、日本国としては、国際法上、日本国民の権利の侵害があつたものとして行動することができない地位にあるわけである。

④ 連合国が日本国民の請求権を否認するかどうかは、当該連合国の国内法の問題であり、否認するとして平和条約第一九条aをその国内法に受容することをもつて足りるか、別途立法を要するかは、当該連合国の国内法制の立前いかんに帰する問題である。このことは、沖繩の施政権者である米國についても、同國が連合国の一である以上、異なるところはない。

⑤ 奄美群島に関する協定第四条第一項は、平和条約第一九条aと同趣旨の規定をしているが、それは、沖繩地域及び沖繩住民が平和条約第一九条aの規定から除外されていたからではなく、平和条約発

効後、同群島の日本国への復帰までの間において発生した請求権について規定するとともに、平和条約第一九条aの規定を確認する趣旨である、と解される。

⑥ 朝鮮地域・台湾地域及び朝鮮人・台湾人についても沖繩地域及び沖繩人と同様に考えられるが、朝鮮の二政権及び国府が、⑤に述べた日本国の地位と同様の地位に立つものでないことは、いうまでもない。

⑦ 平和条約第一九条aによつて、日本国が日本国自身の請求権を放棄したことは、いうまでもないところである。

アジア局長 / アジア局長

アジア局第二課長

平和条約才下九条に関する會議

昭三十一・一〇・一六

本日法制局主催の下に、外務、大蔵、商運の
 担当係官が會合、平和条約才下九条は沖繩に
 適用ありや否やについて討議を行つたが、外務
 省、法制局、大蔵三者の見解、未だ調整せざりしに
 至らず、更に法制局において研究を加へることとし

二枚あり
は長院より

外務省

1260

討議を打切つた。

法制局、大蔵省の見解は先般別紙の通り。

参加者

- 法制局 才部長 岡本事務官
- 外務省 井川三課長
- 大蔵省 鈴木財官 中尾治理係長
- 商運 石井局長

外務省